

議案第 25 号東京都の小平都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例について、生活者ネットワークとして反対の立場で討論します。

この条例は、市民による直接請求として 3 月定例議会中に提出され、特別委員会の審査を経て最終日の 27 日に賛成多数で可決したものです。今回の改正案には看過できない改正内容が含まれており、改正案には到底賛成はできません。

まず、何よりも成立要件と開票についてです。3 月 6 日に開かれた住民投票特別委員会の中で、成立要件についても質疑がありました、市内では住民投票の信頼性を高めるために成立要件が必要ではないかという意見があるとのことが出ていました。そして、常設型住民投票においては成立要件を付しているものが多いという例が示されていましたが、審査中からこの事には大きな違和感を覚えていました。

というのは、自治基本条例第 14 条の市民投票については、非常設型についてだと解説されているにもかかわらず、今回まさに非常設、個別型の案件である直接請求による住民投票について、多くの自治体の事例を持ち出すのは矛盾があるからです。もしも、常設型、あるいはそこまで言及しなくても今後のことを視野に入れているのであれば議会や市民を交えての十分な検討が必要であり、投票期日が迫っている本件の中で、一方的に住民投票の根幹に関わる成立要件を出してくることに憤りを禁じえません。

また、成立要件に関しても議論を経ての議会の結論であり、市長意見にもなかった根幹に関わる改正案を出してくることにについては、この件に関しては議会軽視ひいては市民軽視であるという言葉を使わざるを得ません。

開票については改正案では「開票しない」と明記されておらず、開票することを約束することがせめてもの誠意ではないかと期待をしましたが、はっきりと開票しないという意味が示されました。議会側としてせめて開票をとということでの合意形成を模索しましたが、実現しなかったことは非常に残念です。

投票者の欠格事項については、条例文内に入っている問題はないとは思いますが、規則での規定が十分に可能であり、選挙管理委員会の事務執行に支障はないものと考えます。

このような成立要件を出してくる以上、市は多くの市民が投票に行くことを促すように足を運ぶことに最大限の努力をする覚悟であると捉えます。事業について知ること、投票の選択肢の判断材料となる情報提供を充分に行い、双方の意見の市民が投票に行き投票率を少しでも高めることが重要です。特別委員会の審査の中で提案したようにワークショップ報告書や公募意見の活用をフルに行い、東京都の事業説明とともに公平に情報提供を行うこと、それが中立性

の保持になります。そして、住民投票があること自体をあらゆる手段で広報を実施すべきです。その努力なしに成立要件を持ち出すならば、すでに市民がさまざまな形で周知のために動いているなか、住民投票実施そのものを軽視しようとする動きだと批判されても仕方がないのではないのでしょうか。

もちろん、議員や議会としても議決した責任として努力はしていくべきと考えています。会派としても住民投票の周知には尽力したいと考えています。そして、住民投票そのものには賛成の意思表示をしなかったとしても、成立要件を課す今回の改正案に賛同するならば当然同様の責任を持つべきでしょう。

都市計画道路についての住民投票は全国で初めてであり、住民投票そのものが東京都では初めてです。事例も正解もない中で大きな注目が集まっています。市民参加の面では大きな傷を残したことは非常に残念です。せめて投票率アップのために努力し、必ず成立するよう市民に協力していくことを強く求め、反対の討論とします。